

# 川西町行財政改革実施計画書

## (集中改革プラン)

(平成17年度～平成21年度)

平成18年3月

川西町行財政改革推進本部

## 目 次

<b>基本方針</b> . . . . .	<b>1</b>
1 町の行財政改革への取組状況 . . . . .	2
2 川西町の財政状況（現状ベースでの財政推計） . . . . .	2
3 新しい行財政改革の必要性 . . . . .	4
<b>行財政改革実施計画（集中改革プラン）</b> . . . . .	<b>6</b>
1 事務事業の見直し . . . . .	7
2 執行体制の整備 . . . . .	14
3 効率的な事務運営 . . . . .	21
<b>課別計画一覧</b> . . . . .	<b>27</b>
<b>資料</b> . . . . .	<b>49</b>

# 基本方針

## 1 町の行財政改革への取組状況

川西町は、平成8年4月に策定した川西町行政改革大綱を契機に、一層の行政サービスの向上と行政の効率化を目指し、行政改革に取り組んできました。その後平成13年3月に川西町新行政改革大綱を策定し、平成16年度から平成18年度を推進期間とした実施計画を平成16年11月に策定・実行してきました。平成17年度においては、平成16年度に比べ物件費・補助費において約5千8百万円の削減効果を見込んでいます。

## 2 川西町の財政状況（現状ベースでの財政推計）

川西町の中期的な財政状況は、長引く景気の低迷・納税義務者の減少による税収の減少、三位一体の改革による地方交付税の減少など、非常に厳しい状況にあります。

平成17年度から平成21年度までの中期的な財政収支を推計したところ、平成17年度から平成21年度までの財源不足（基金繰入金）の合計は約14億8千2百万円となります。

（単位：百万円）

区分		H17	H18	H19	H20	H21
歳入	町税	1,172	1,087	1,069	1,054	1,036
	地方交付税（臨財債含む）	1,657	1,514	1,388	1,329	1,200
	町債	206	134	129	48	101
	その他	936	775	740	859	897
	基金繰入金	52	239	342	394	455
	歳入合計	4,023	3,749	3,668	3,684	3,689
歳出	義務的経費	2,032	1,985	2,010	1,982	1,912
	人件費	968	970	972	974	956
	扶助費	248	253	258	264	269
	公債費	816	777	795	759	702
	投資的経費	529	346	269	327	414
	その他	1,462	1,403	1,374	1,366	1,348
	歳出合計	4,023	3,749	3,668	3,684	3,689
各種基金の残高	財政調整基金	334	334	126		
	減債基金	354	117			
	その他の基金	905	912	910	657	217
	土地開発基金	731	731	731	731	731
	基金総額（積立金含む）	2,324	2,094	1,767	1,388	948

平成17年9月現在

財政推計の考え方

区 分	推 計 の 考 え 方
人 件 費	給与については、定期昇給分 1.0%の増、定員の適正化により退職不補充とする。また、特殊勤務手当見直し（H17）、時間外勤務手当の削減を図る
物 件 費	平成17年度については、町の施設全てについて清掃委託業務を入札し経費の削減を図り、平成18年度以降については対前年度比3%減で推計
扶 助 費	人口推計をもとに国の社会保障の伸び率4%で平成18年度より推移
公 債 費	既発行分に現在計画のある普通建設事業に伴う発行及び臨時財政対策債、並びに減税補填債等を利率1.5%で元利償還金を推計
普通建設事業費	地方特定道路整備事業、公営住宅建設事業、島の山古墳整備事業など現在計画のあるもの並びに通常的なものを計上
補 助 費 等	平成16年11月策定の行財政改革実施計画により町単独補助金については、平成17年度は原則30%カット、18年度は20%カットし、団体運営補助から事業補助への転換を図る。
積 立 金	運用益（利子）のみ計上
投資・出資、貸付金	H18年度以降水洗便所改造資金貸付金のみ
繰 出 金	国保、老健、介護保険については扶助費の考え方に準じる。 公共下水道については、平成16年度決算ベースで推移
地 方 税	将来人口、景気の動向を考慮し、固定資産については下落率等考慮 H19年度以降の税制改正は考慮していない。
地 方 譲 与 税	H16年度決算、及びH17交付税算定資料により推計
地方消費税交付金	H16年度決算、及びH17交付税算定資料により推計
地方特例交付金	H16年度決算、及びH17交付税算定資料により推計
地 方 交 付 税	経常経費 H18 対前年度 0.1%、H19 2.1%、それ以降 0.5%、投資経費対前年度事業費補正を除き H18 7.4%、H19 7.2%、それ以降 4%、特別交付税対前年度 10%、平成17年度10月実施の国勢調査人口反映
国・県支出金	基本的に前年度決算額に扶助費、普通建設事業費に係る増減を考慮
地 方 債	普通建設事業に伴うもの及び臨時財政対策債、減税補填債を計上
分 担 金 ・ 負 担 金	前年度の実績に、扶助費の増減額を考慮
使用料・手数料	平成17年度使用料の改正により一定割合で推移
財 産 収 入	小集落残地処分と基金運用益計上
繰 入 金	介護保険介護サービス事業勘定特別会計からの繰入金と歳入不足に対し特目基金も含め順次取崩して充当

### 3 新しい行財政改革の必要性

こうした非常に厳しい川西町の財政状況に対応するためには、経常経費の増加により硬直化（平成16年度経常収支比率101.9%）している財政構造を改革する必要がある、平成17年10月策定の川西町行財政改革の趣旨に則り、次の4本の柱を立て、行財政改革を推進します。

#### (1) 行財政改革の4本の柱

##### 事務事業の見直し

町財政の厳しい状況を踏まえ、前例踏襲や予算の増分主義から脱却し、最小の経費で最大の効果を上げるために、事業の重点化・効率化を図りながら、後世に大きな負担を残さない健全な財務体質への変換に努め、財政構造の硬直化の回避を目指します。

このため、具体的な削減目標や取り組み方策などについて、国や県の動向など状況の変化に柔軟対応できるような財政構造の改革を進め、中長期的な財政収支の均衡を図ります。

- ・事務事業の必要性、行政効果の再検討
- ・民間委託の推進
- ・補助金の見直し
- ・財源の確保
- ・受益と負担の適正化
- ・公営企業サービスの向上と経営健全化等
- ・事業効果の評価

##### 執行体制の整備

新たな行政課題や多様な住民ニーズに柔軟に対応し、迅速な意思決定が行われるよう、効率的な組織体制を構築します。民間委託など多様な雇用形態を導入し、適正な職員数の管理を行うとともに、社会情勢並びに国・県・他市町との均衡を考慮しながら、引き続き給与の適正化に努めていきます。

また、町民の視点に立った政策の企画立案や問題解決のための職員の能力開発や意識改革を推進するとともに、能力・実績を考慮した人事管理を進めていきます。

- ・適正な定員管理
- ・本庁組織の見直し
- ・調整機能の充実
- ・出先機関の見直し
- ・施設管理運営の見直し
- ・公社・社会福祉協議会の見直し
- ・職員の能力伸長・意識高揚
- ・県と本町との連携の充実

##### 効率的な事務運営

事務の迅速化、省力化をはかり、経費と労力の節減と職員のコスト意識の向上に努めます。

- ・内部管理事務の簡素合理化
- ・情報の有効活用
- ・決裁権限等の見直し

##### 開かれた町政の推進

個性的なまちづくりを進めていくために、住民と行政の連携強化の必要性はますます高まっています。町民と行政が協働したまちづくりを進めていくためには、積極的な情報公開と情報提供を進め、行政への関心を高めてもらい、町民の意見を行政運営に取り入れる仕組みの構築などを通じて、町民参加へと展開していくことが重要です。町民と行政の役割分担を明らかにして、ボランティアやNPOなどを含む様々な町民層の知恵とパワーを結集して、町民と協働したまちづくりの実現を目指します。

- ・住民ニーズの的確な把握
- ・許認可事務の見直し
- ・情報提供の充実
- ・住民参加の促進
- ・近隣市町村等との連携強化

## (2) 行財政改革実施計画（集中改革プラン）の策定

この行財政改革の4本の柱に基づき、中期的に取り組むべき具体的な項目を定め、その項目について数値等による具体的な達成目標を設定した行動計画として、「行財政改革実施計画書（集中改革プラン）」を策定します。

この計画は各課において策定することとし、策定にあたっては各課連携し十分な意見調整を行うものとしします。

この計画は、行財政改革の4本の柱に基づいて、全庁共通の課題として取り組むもの（共通項目）と、各課の個別課題として取り組むもの（個別項目）で構成します。

この計画は、毎年度財政状況の変動に応じて見直しを行うとともに、他自治体の行財政改革の実践事例等も参考に、新たな取組を追加していきます。

## (3) 推進期間

平成17年度から平成21年度

## (4) 推進体制・管理体制

推進体制

全庁的な行財政改革の取り組みは、「行財政改革推進本部」において推進します。

進行管理

行財政改革実施計画書に盛り込まれた取組については、それぞれの取組を担当する課が主体的に取り組むとともに、企画財政室がその推進を図り、行財政改革推進本部において総合調整を行います。

行財政改革の推進にあたっては、まちづくりのパートナーである町民の理解と協力、また、町民との協働関係が不可欠です。したがって、町広報やホームページなどを通じて、随時本計画の内容やその取組、進捗状況を町民に周知し、情報の共有に努めるとともに、町民意見を反映しながら、改革の実現を図ってまいります。

## 行財政改革実施計画（集中改革プラン）



## 行財政改革の4本の柱の取組

### 1 事務事業の見直し

#### (1) 事務事業の整理合理化

事務事業の必要性、行政効果の再検討

事務事業全般について、社会経済情勢の変化等に対応し、その事業効果の検証等制度の根本にまで溯った徹底した見直しと各種施策の優先順位の厳しい選択を行うとともに、新規事業設定にあたってはスクラップ・アンド・ビルドの原則を徹底します。

民間委託の推進

民間において代替機能を有する事務については、住民サービスの維持向上、行政責任の確保など委託による費用対効果に配慮しながら、指定管理者制度を含めた包括的な委託の推進など民間活力の積極的な活用を図ります。

補助金等の見直し

補助金については、町行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を再点検し、より効率的な執行に努め、事業目的を達成したもの、効果の薄いもの、零細なもの等については、統合、終期設定、縮小・廃止等を「川西町行政改革実施計画」に基づき、徹底した見直しを行います。

財源の確保

平成17年8月に立ち上げた「収納率向上事業」により、町税を中心とした自主財源の確保に努めます。また、事業実施にあたっては、国・県の補助金等を可能な限り活用し、将来の財政負担を含めた的確な財源見通しを踏まえ、基金の活用などによる年度間の財源調整にも配慮します。

受益と負担の適正化

使用料、手数料等については、従来から見直しを行ってきたところであるが、負担の公平・適正を確保するため、コストと受益の度合いを勘案し定期的に見直しします。

公営企業サービスの向上と経営健全化等

適正な受益者負担を踏まえた一般会計との負担区分、経営状況の明確化を推進し、同時に経営感覚の向上を図ります。

#### (2) 事業効果の評価

計画 実施 検証 見直しのマネージメント・サイクル(PDCAサイクル)を徹底するため、事業評価システムの導入を図ります。

### 歳入の確保

- ・町税滞納者に対する差し押さえなどの滞納処分を強化し、収納率の向上を図ります。
- ・公有財産の積極的な活用と売却を行います。
- ・適正な受益者負担の考え方に基づき、使用料・手数料を見直します。

## 具体的な取組

### (1) 町税収入等の確保

- ・川西町収納率向上事業を平成17年7月に立ち上げ、町税、保険税、使用料、料金などの滞納整理を強化する。
- ・町税収入の確保  
町税の徴収率の向上による町税収入の増加により、現状ベースで推計した平成21年度町税収入見込み額に比べて3億2千7百万円の収入増を見込みます。  
平成12年度から16年度までの滞納額10万円以上の滞納者について重点的に滞納整理を実施します。
- ・住宅家賃滞納者について、納付相談をし、関係団体とも協議しながら悪質な場合は最終的に空け渡し請求を行う。
- ・国民健康保険税  
保険証更新時での未納者に対する納付指導（相談）の徹底と文書（督促状・催告書）、資格証・短期保険証の交付、夜間電話催告、夜間訪問徴収などを組み合わせ効果的な収納対策等を実施し国保財政の健全化に努める。
- ・水道料金「未収金」回収計画に基づき実施します。  
効率的な未収料金回収のため、文書督促、文書・電話催告、戸別訪問による徴収をおこなう。水道部職員で平成16年度までの未収金を対象に未納者に催告を行い、納入に応じないものについては、給水停止処分をおこなう。また、納付誓約者の支払不履行の場合についても、給水停止処分を行い、未収金の回収に努める。

### (2) 受益者負担の適正化

- 使用料・手数料等を見直すことにより、平成21年度に現行料金での収入見込額に比べて3百万円の収入増を見込みます。
- ・使用料・手数料については、適性公平な受益者負担の観点から、料金設定の妥当性を一定期間ごとに精査し、必要な料金改定を実施します。また国等により基準が示されているものについては、バランスを図りながら料金改定を行います。減免制度についても、その内容について再度検討します。
  - ・一般廃棄物処理について、ごみの分別による再資源化、負担の公平性の確保観点からごみ指定袋有料化などの見直しを行い、ごみ減量化を行うことにより、住民のごみなどの環境問題に対する意識の高揚を図ります。
  - ・無料又は全額減免としている社会教育団体や社会体育関係団体の施設利用に係る使用料について、負担の公平性の観点から、使用料を徴収します。
  - ・その他の各種サービスの利用について、負担の公平性の観点から、適正な負担となるよう負担金や幼稚園使用料などについて見直します。

### (3) 公有財産の売却と活用

利用目的の決まっていない町有地について、一般競争入札等による売却や、貸駐車場などとして暫定的な活用を図り、収入増を見込みます。

計画名	計画の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	効果額
収納率向上事業	町税の滞納者に対し差し押さえをはじめとした滞納処分の強化を図り歳入の確保に努める。	収納率向上事業の実施 現年度課税分の徴収率を対前年度比で0.1%増加 現年徴収率 98.5% 滞納繰越分 17.3%					税務課
		51,734	62,018	149,632	251,146	327,160	
	国保税未納者に対し、短期証・資格証の交付を検討し、歳入の確保に努める	保険証更新時に納付指導（相談）の徹底 資格証・短期証の交付 徴収率	徴収率	徴収率	徴収率	徴収率	住民課
		94.5%	95.0%	95.5%	96.0%	96.5%	
水道料金 効率的な未収料金回収のため、文書督促、文書・電話催告、戸別訪問による徴収し、納入に応じないものについては、給水停止処分をおこなう。	未収金回収計画書の作成 戸別訪問の実施	料金回収システムの改善と早期回収体制の構築				水道課	
	平成21年度に回収率75%と設定し未収金の確保に努める 回収率	回収率	回収率	回収率	回収率		
	15%	30%	45%	60%	75%		
	1,500	3,000	4,500	6,000	7,500	7,500	
住宅家賃 梅戸・下永公営住宅、改良住宅については、納付相談を実施し関係団体とも協議しながら悪質な場合は明渡請求を行う。	納付相談の実施 収納率年2%向上に努める	収納率	収納率	収納率	収納率	生活環境課	
	90%	92%	94%	96%			
使用料・手数料の見直し	適性、公平な受益者負担とするため、サービスに掛かる原価を元に適正な使用料・手数料に見直し					関係課	
		500	1,000	1,500	2,000		2,000
下水道・水道使用料の見直し	水道事業・下水道事業全般にわたり徹底したコスト縮減を図り、中長期的な視点で財政収支計画を作成し、経営の安定化を計る。	健全化計画の作成	———→	料金改定		建設下水道課	
			他市町村の情報収集及び改定案の作成				
幼稚園保育料・バス使用料等の見直し	国の基準を採用	保育料・バス使用料の見直し検討	保育料 5,500円 6,100円 バス使用料 900円 1,100円	———→	入園料徴収検討	教育委員会総務課	
			1,200	2,400	3,600		4,800

## 歳出の削減

- ・職員数の削減や給与の適正化を図ることにより、人件費を削減します。
- ・委託業務の見直しなどにより、物件費の削減を行います。
- ・町単独のサービスの見直しにより、扶助費の伸び率を抑制します。
- ・補助費等について必要性や効果等により見直しを行い、行政改革実施計画（平成16年11月策定）に基づき削減します。
- ・公共事業の実施に当たって効果等を十分に検討し、投資的経費及び公債費の抑制に努めます。
- ・特別会計事業について効率的な運営に努め、繰り出し金の伸び率を抑制します。

## 具体的な取組

### (1) 人件費の削減

組織の見直し等による職員数の削減や給与の見直し等により、平成21年度までの累計支出見込み額48億4千万円を1億5千2百万円（3.14%）削減します。

#### 適正な職員の定員管理

- ・定年退職による減員を原則不補充とすることにより、平成22年度の職員数を平成17年度より10人削減します。
- ・町民サービスや組織運営のために必要な職員は配置転換などにより、簡素で効率的な組織にするとともに事務事業の廃止や見直しなどにより、職員の削減を進めます。

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
職員数（各年度4月1日）	126	125	124	122	119	116
前年度退職者数		1	1	2	4	5
定年退職者数		1	1	2	4	5
定年以外の早期退職者数						
採用者数					1	2
削減数		1	1	2	3	3
削減累計		1	2	4	7	10

#### 給与の見直し

- ・平成18年度以降の給与について、人事院勧告を参考に業務の性格や内容に基づき、住民の理解が得られるよう適正化に努めます。

特別職の給料減額（平成16年4月1日より実施済み：期限付き）

#### 各種手当の見直し

- ・特殊勤務手当の内容等を見直し、又は廃止し、支給額の削減に努めます。
- ・時間外勤務手当：対前年度10%削減を進めます。

特殊勤務手当の見直し・廃止（15 10）平成17年4月1日実施

#### 附属機関等の委員の任命及び委員報酬の見直し

- ・附属機関等の設置及び運営に関する指針を定め、女性委員をおおむね委員定数の1/3登用し、原

則として公募委員の登用も図ります。

- ・すでに設置されている附属機関等で各委員の定数や報酬を見直すことにより経費の削減を図ります。

## **(2) 物件費の削減**

経常的な物件費については、対前年度 5%を目標に経費の削減に努めます。

委託料、使用料及び賃借料の契約の見直し。

一般廃棄物処理について、ごみの分別による再資源化、負担の公平性の確保観点からごみ指定袋有料化などの見直しを行い、ごみ減量化を行うことにより、住民のごみなどの環境問題に対する意識の高揚を図ります。

## **(3) 補助費等の削減**

各種補助金については、行財政改革実施計画に沿った改革を進めることを基本に、補助金等交付規則の制定や補助金交付基準、分類別基準を明確にし、補助金の見直しを行います。手続きや基準を明らかにすることで、町民にわかりやすい透明な補助金行政を目指します。これにより、町民と行政の相互理解の中で、社会状況に対応しない補助金を節減し、又は廃止し、真に住民に役立つ補助金を確保し、町や町民の活性化につながる補助金を見出していきます。

- ・平成17年度予算編成から各種団体補助金について、原則16年度予算額の30%減額、平成18年度においては20%減額としています。

## **(4) 公共工事入札・契約の見直し**

入札・契約に関する制度については、一層の透明性、客観性、競争性、公平性の確保・向上の見地から改善を行います。工事等最低制限価格制度の導入を検討します。

計画名	計画の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	効果額
適正な職員の定員管理	第二次定員適正化計画(平成17年11月1日策定)により、適正な職員の定員管理に勤める。	前定員適正化計画の推進 131名 127名	第二次定員適正化計画の推進 126名 125名 1名	125名 124名 1名	124名 122名 2名	122名 119名 3名	総務課
			9,800	19,600	39,200	68,600	68,600
給与制度及び手当内容の見直し	能力や仕事の実績を重視した人事評価制度(昇給・昇格基準の明確化・公表)を導入することにより、給与制度の公平性・客観性を確保するとともに、職員の意欲の向上を図る。また、給料及び手当を見直し、給与の適正化を図る。	勤務成績に基づく昇給制度の検討  昇格基準の明確化  特殊勤務手当の見直し 15 10	給料表の見直し	勤務成績に基づく昇給制度の導入			総務課
			1,500	3,000	3,000	3,000	3,000
時間外勤務の削減	所属長の時間外勤務命令の責任を明確化することにより、時間外での不要不急業務を取りやめる。また、所属長による係りにとられない業務応援体制の徹底と、全庁的にノー残業デーを週1日設定することにより、時間外勤務の削減と職員の健康管理を図る。	時間外勤務縮減  ノー残業デーの設定(毎週水曜日)	時間外勤務手当対前年度10%削減				総務課
			3,000	4,700	6,400	6,400	6,400
給料の減額(実施中)	特別職月額給料を減額し人件費を抑制する	三役等特別職月額給料2.5%カット 9月23日より助役欠員	特別職月額給料抑制  助役の欠員				総務課
			8,749	26,471	26,471	26,471	26,471
特別職及び一般職の旅費、日当の改正	職員等が出張する際の日当について、県内については廃止とし、県外出張は原則凍結とする。	職員等が出張する際の日当について、県内については廃止とし、県外出張は原則凍結とする。			県外出張における日当廃止		総務課
			2,000	2,000	2,000	2,500	3,000

計画名	計画の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	効果額
非常勤特別職の報酬等の見直し	非常勤特別職の報酬額を検討。定数についても、検討		特別職報酬審議会開催				総務課
附属機関等の委員及び報酬の見直し	女性の積極的な登用を図り(委員定数の1/3)公募委員の導入を図る。報酬については、近隣の状況等も踏まえ見直す。	女性の積極的な登用を図り(委員定数の1/3)公募委員の導入を図る。報酬については、近隣の状況等も踏まえ見直す。					総務課
ごみの減量化	全ての種類のごみについて、指定袋を採用し、指定袋の有料化及びごみ減量化推進員制度を作成し、地域におけるごみの減量化を目指し、平成16年度の20%減量を目指す。	可燃ごみ・不燃ごみ指定袋導入検討 資源ごみ指定袋の有料化検討	平成19年4月ごみ有料化実施に向けて指定袋作成及び住民PR	有料化の実施			生活環境課
						7,500	
補助金の見直し	町単独補助金については、原則平成17年度については、16年度の20%削減、18年度については30%削減し、19年度以降は運営補助は廃止し、事業補助に転換を図る	平成16年度の30%削減	平成16年度の20%削減 事業補助基準の作成	運営補助を廃止し、事業補助に転換			関係各課
		14,000	28,000	30,000	30,000	30,000	
契約内容・方法の見直し	発注基準などの見直しを行い、より公正性・競争性の高い入札方式に改善する。また、入札・落札情報などを町ホームページに公開することにより、入札及び契約事務の透明性を促進する。	発注基準の見直し 庁舎等清掃業務の入札	→ 庁舎等公共施設の清掃業務の入札 入札関連情報の公開検討				関係各課
		10,000	20,000	20,000	20,000	20,000	

## 2 執行体制の整備

### (1) 組織・機構の整備

#### 適正な職員の定員管理

- ・定年退職による減員を原則不補充とすることにより、平成18年度から平成22年度までの5年間で職員数を平成17年度より10人削減(8%)し、平成22年4月1日の職員数を116人(うち普通会計一般職(教育長を除く)101人)とします。
- ・町民サービスや組織運営のために必要な職員は配置転換などにより、簡素で効率的な組織にするとともに事務事業の廃止や見直しなどにより、職員の削減を進めます。
- ・民間委託等の基準を作成して、各種事務事業の民間委託を推進し、職員数の削減に努めます。
- ・公の施設の管理運営について、指定管理者制度の活用等により、職員数の削減を進めます。
- ・中長期的な観点で、経常経費の約20%を占める人件費の削減を図ります。

### 具体的な取組

#### 給与の適正化(再掲)

##### ・給与の見直し

平成18年度以降の給与について、人事院勧告を参考に業務の性格や内容に基づき、住民の理解が得られるよう適正化に努めます。

特別職の給料減額(平成16年4月1日より実施済み:期限付き)

##### ・各種手当の見直し

特殊勤務手当の内容等を見直し、又は廃止し、支給額の削減に努めます。

時間外勤務手当:平成17年度は平成16年度に比べ3百万円削減します。平成18年度及び19年度は対前年度10%削減し毎年170万円削減します。

特殊勤務手当の見直し・廃止(15 10)平成17年4月1日実施

##### ・附属機関等の委員の任命及び委員報酬の見直し

附属機関等の設置及び運営等に関する指針を定めます。

女性委員の積極的登用を図り(おおむね委員定数の1/3)、原則として公募委員の登用を図ります。

すでに設置されている附属機関等で各委員の人数や報酬を見直すことにより経費の削減を図ります。



定員適正化計画の年次推進手順

部 門	区分	年 度							計
		事 由	17	18	19	20	21	22	
議 会	減 員								
	増 員								
	職員数 (差引)	2	2	2	2	2	2		
総 務	減 員	その他		1					1
	増 員	事務事業の充実			1	1			2
	職員数 (差引)	20	19 ( 1)	20 ( 1)	21 ( 1)	21	21	( 1)	
税 務	減 員								
	増 員								
	職員数 (差引)	7	7	7	7	7	7		
民 生	減 員	事業の統合等 組織機構の見直し						2	2
	増 員			1		1			2
	職員数 (差引)	33	33	32 ( 1)	32	31 ( 1)	29 ( 2)	( 4)	
衛 生	減 員	事務事業の見直し			1				1
	増 員								
	職員数 (差引)	1	11	10 ( 1)	10	10	10	( 1)	
農 林	減 員								
	増 員								
	職員数 (差引)	2	2	2	2	2	2		
土 木	減 員	組織機構の見直し				1			1
	増 員								
	職員数 (差引)	5	5	5	4 ( 1)	4	4	( 1)	
一般行政	職員数計		80	79	78	78	77	75	
教 育	減 員	施設管理の見直し				1		1	2
		組織機構の見直し					1		1
		退職不補充					1		1
	増 員								
	職員数 (差引)	31	31	31	30 ( 1)	28 ( 2)	27 ( 1)	( 4)	
特別行政	職員数計		31	31	31	30	28	27	

水道	減員	組織機構の見直し				1			1
	増員								
	職員数 (差引)		6	6	6	5 (1)	5	5	(1)
下水道	減員								
	増員								
	職員数 (差引)		2	2	2	2	2	2	
その他	減員								
	増員								
	職員数 (差引)		7	7	7	7	7	7	
公営企業会計	職員数計		15	15	15	14	14	14	
合計			126	125	124	122	119	116	

参考（類似団体別市町村財政指数表より（A）については平成16年4月現在、教育長除く）

	人口千人当たり (A)	川西町人口当たり (A)×9.2	人口基準適正数 (C)	平成17年4月1日 現在職員数 (D)	差引 (D)-(C)
本庁	7.24	66.608	67	54	13
支所	0.09	0.828	1	0	1
施設	3.3	30.36	30	56	26
技能	(1.07)	(9.292)	(9)	(11)	(2)
教育	0.35	3.22	3	8	5
臨時	0.11	1.012	1	0	1
議会	0.2	1.012	1	2	1
総務	2.53	23.276	23	20	3
税務	0.74	6.808	7	7	0
民生	2.28	20.976	21	33	12
衛生	0.83	7.636	8	11	3
労働	0.02	0.184	0	0	0
農林	0.78	7.176	7	2	5
商工	0.22	2.024	2	0	2
土木	0.81	7.452	8	5	3
消防	0.11	1.012	1	0	1
教育	2.1	19.32	19	30	11
合計	10.62	97.704	98	110	12

計画名	計画の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	効果額
適正な職員の定員管理	第二次定員適正化計画(平成17年11月1日策定)により、適正な職員の定員管理に勤める。	前定員適正化計画の推進 131名 127名	第二次定員適正化計画の推進 126名 125名 1名	125名 124名 1名	124名 122名 2名	122名 119名 3名	総務課
			9,800	19,600	39,200	68,600	68,600
給与制度及び手当内容の見直し	能力や仕事の実績を重視した人事評価制度(昇給・昇格基準の明確化・公表)を導入することにより、給与制度の公平性・客観性を確保するとともに、職員の意欲の向上を図る。また、給料及び手当を見直し、給与の適正化を図る。	勤務成績に基づく昇給制度の検討  昇格基準の明確化  特殊勤務手当の見直し 15 10	給料表の見直し	勤務成績に基づく昇給制度の導入	→	→	総務課
		1,500	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
時間外勤務の削減	所属長の時間外勤務命令の責任を明確化することにより、時間外での不要不急業務を取りやめる。また、所属長による係りにとられない業務応援体制の徹底と、全庁的にノー残業デーを週1日設定することにより、時間外勤務の削減と職員の健康管理を図る。	・時間外勤務縮減 ・ノー残業デーの設定(毎週水曜日)	時間外勤務手当対前年度10%削減	→			総務課
		3,000	4,700	6,400	6,400	6,400	6,400
給与の減額(実施中)	特別職月額報酬を減額し人件費を抑制する	三役等特別職月額報酬2.5%カット 9月23日より助役欠員	特別職月額報酬抑制  助役の欠員	→	→	→	総務課
		8,749	26,471	26,471	26,471	26,471	26,471
特別職及び一般職の旅費、日当の改正	職員等が出張する際の日当について、県内については廃止とし、県外出張は原則凍結とする。	職員等が出張する際の日当について、県内については廃止とし、県外出張は原則凍結とする。		→	県外出張における日当廃止	→	総務課
		2,000	2,000	2,000	2,500	3,000	3,000

計画名	計画の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	効果額
非常勤特別職の報酬等の見直し	非常勤特別職の報酬額を検討。定数についても、検討		特別職報酬審議会開催				総務課
附属機関等の委員及び報酬の見直し	女性の積極的な登用を図り(委員定数の1/3)公募委員の導入を図る。報酬については、近隣の状況等も踏まえ見直す。	女性の積極的な登用を図り(委員定数の1/3)公募委員の導入を図る。報酬については、近隣の状況等も踏まえ見直す。					総務課

## 本町組織の見直し

- ・意思決定が早くわかりやすい組織の構築

分権型社会の進展の中で、多くの課題を抱えてきますが、複雑かつ高度化する町民ニーズに的確に対応した政策推進が可能で、かつ簡素で効率的な組織体制の整備を進めます。

- ・効率的な組織の形成を目指して、部課の統廃合等を進めます。
- ・業務の民間委託など多様な雇用形態を導入し、効率的な行政運営を進めます。
- ・事務処理の標準化、迅速化のため、事務処理マニュアルの作成を進めます。
- ・係りにとらわれない業務応援体制に構築により、時間外勤務の量を削減します。

## 調整機能の充実

今後、地方分権の推進に的確に対応するためには、政策立案・施策調整機能充実の重要性がますます増大するところであり、より一層総務課企画財政室の機能を充実させ、部局内及び部局間共生への対応を強化するとともに、連絡・調整の場の整備、強化を図り、施策の円滑かつ総合的な執行体制を確保する。

## 出先機関の見直し

出先機関については、住民サービスの向上、設置目的等に留意しながら、本庁との機能分担を図り、総合的な行政需要に対応しえる体制を整え、簡素・合理化を徹底します。特に、小規模な出先機関については、統廃合等も含めて見直しを行います。

なお、地域包括支援センター構想等、地方分権推進計画における必置規制の見直し等に対しては、その動向を見極め、適切に対応します。

## 施設管理運営の見直し

町有施設の管理運営については、住民の利便性と快適性の視点から見直しを行うとともに、住民サービスのより一層の向上につながるよう、民間委託の推進や指定管理者制度の導入など、民間活力の積極的な活用などによって、民間の柔軟で多彩な発想を積極的に取り入れ、管理運営方法を検討します。

- ・公の施設については、施設ごとに存続の必要性を検討したうえで、効率的な管理運営方法についての検討を行い、指定管理者制度が適する施設について、民間事業者やNPO等への管理の委託を勧めます。

## 公の施設一覧

レクリエーションスポーツ施設	中央体育館・梅戸体育館・下永体育館、健民グラウンド、唐院運動公園・結崎運動公園、結崎庭球場
基盤施設	水道局
文教施設	結崎小学校・唐院小学校、幼稚園、文化会館、中央公民館、図書館、ふれあいセンター、給食センター
医療・社会福祉施設	保健センター、ぬくもりの郷、東・西人権文化センター
その他	下永保育所、すばる・いぶき子どもセンター、公園（26箇所）

計画名	計画の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	効果額
効率的な組織の形成	多様化する町民ニーズに対し、的確かつ迅速に質の高い行政サービスを提供するため、現在の部課の枠組みにとらわれることなく大胆な組織の再編を行い、新しい時代、新しい事務事業に効率的・弾力的に対応し得る組織機構の整備を行う	H18年度の組織体制を検討	組織の改編	必要に応じ組織の改編	→	→	総務課
公の施設への指定管理者制度導入	公の施設について指定管理者制度を検討し、同制度が適する施設に導入する。	全ての公の施設への指定管理者制度の導入を検討（効果、問題点及び解決策、参入希望事業者の有無）	問題点の解消（制度の周知、住民説明会、余剰職員の取扱、業務範囲の検討、選定に当たっての評価基準の明確化等） 条例の整備	導入可能な施設への指定管理者制度の導入	→	→	関係課

## (2) 公社・社会福祉協議会等の見直し

公社・団体等については、高度・多様化する行政需要に的確に対応するため町が直接実施するよりも、その機動性、専門性等を發揮できる分野において、事業を推進しているところであるが、今後の運営にあたっては、町との連絡調整を強化し、社会経済情勢の動向や、行政需要を的確に把握し、より一層計画的かつ効率的な事業運営を図るため、組織、事業内容等の見直しを進めます。

計画名	計画の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
公社の運営	土地開発公社の運営について、経費の節減や運営体制の見直しなど、健全な運営に向けて指導する	運営の指導	長期保有土地の買戻しを促進し、公社事業を凍結又は精算を検討する	→	→	→	
社会福祉協議会等の運営	自主的な運営を推進するため、指導・助言をおこなう。	運営の指導・助言	→	→	→	→	

### (3) 職員の能力伸長・意識高揚

高度化、多様化する住民ニーズに有効かつ機動的に対応できる人材の活用のため、自己評価システムの導入や国の公務員制度改革の動向なども踏まえながら、成果主義や能力主義に基づいた人事制度を構築し、柔軟な運用を行います。

また、自主、自立した行政経営の推進や地域ごとの個性的な施策の展開に対応する政策立案能力や課題解決能力に優れた職員の育成を進めます。

#### 人材育成の推進

- ・「人材育成基本方針」に基づき行政運営の中心となる職員の意欲と能力の向上を目指した総合的な人材育成策を様々な手法と関連付けながら推進していきます。
- ・人材育成を目的とした計画的な移動を敵的に行うジョブローテーションを導入します。これにより職員に幅広い仕事を経験させ、職場において必要な知識の習得、事務処理及び課題解決能力の向上を図ります。

#### 政策形成能力の向上

- ・政策形成能力の向上については、従来からの自主研修の支援、市町村連合会などの主催による各種研修プログラムに積極的な参加を奨励します。

#### 幅広い人事交流の推進

- ・職員の幅広い視野の養成、人的ネットワークの構築等を図るため、活発な人事交流に努めます。
- ・本庁出先機関の人事交流をより一層推進するとともに、他の団体・分野との交流についても検討を進めます。

計画名	計画の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
人材の有効活用	多様化する行政需要と職員の削減に対応した少数精鋭主義の行政運営を行うため、人材育成基本方針により、各種人材育成策の実施により職員の能力開発を図る。また、能力実績を考慮した適正な人事管理に努めるとともに、庁内公募制度や任期付職員採用制度の導入により人材の有効活用を図る	人材育成基本方針の推進(ジョブローテーション、職員研修のあり方、職種間交流等の検討)  任期付職員採用制度の検討	人材育成基本方針に従った人材育成の実施  庁内公募制度の検討  →	→  任期付職員採用制度の導入	→	→	総務課

計画名	計画の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
勤務時間の弾力的運用制度の導入	業務の効率化やサービス時間の延長の視点から、また健康管理面からも時差出勤制度や勤務時間の弾力的運用制度の導入を検討し、可能な部門から実施する。	先進自治体の情報収集  制度援用のための要綱検討 実施可能部門の検討 組合交渉	制度運用のための要綱、条例の改正（サービス・勤務条件など）	実施可能部門での導入			総務課

#### (4) 県と本町との連携の充実

地方分権の時代を迎え、県と本庁が対等・協力関係の下に、新たな役割分担を踏まえ、連携と協働体制を充実させ、個性ある地域づくりの推進及び住民福祉の向上を図ります。

本町と役割分担の見直し等

それぞれの性格に応じた相互の役割分担を明確にしながら、住民に身近な行政サービスは、住民に最も身近な市町村が担うという地方分権の趣旨を踏まえ、本庁の実情に応じた柔軟な対応を図ります。

広域行政等の推進

交通・情報通信手段の発達日常生活権の広がりなどにより、広域的な行政ニーズが増大する中、本町が広域行政等を推進するための支援、情報提供等の取組を県に働きかけます。

人事交流の促進と人材育成の支援

幅広い見識を持った職員を養成する観点から、県と本町との人事交流を継続するとともに、市町村職員の実務研修を通じた本町の人材養成に努めます。

情報の共有化

本町との情報の共有化を推進し、総合的・効果的行政の土壌づくりを進めます。また、安心安全のまちづくりの推進に向けて、本町を中心に、警察、消防、学校等との連携を密にしながら、相互間・住民間での情報の共有化に積極的に取り組みます。

### 3 効率的な事務運営

#### (1) 内部管理事務の簡素合理化

内部管理事務についても、さらに徹底した見直しを行い、事務の簡素・合理化を推進し、民間委託できるものは民間委託しながら、経費と労力の節減と職員のコスト意識の向上を図ります。

計画名	計画の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
基幹系業務システムの再構築	各課業務のプロセス・他システムとの連携を考慮した基幹系業務システムの再構築を行い、内部管理業務を含めた全庁的な業務全般の合理化・効率化を図る。	→	各課業務の分析、他システムとの連携等、システムの再構築の検討	次期システムの具体的な仕様の決定、旧システムからの移行準備	基幹システムの再構築・運用開始	→	情報システム課及び関係各課



## (2) 情報の有効活用

政策形成・調整機能の強化を図るため、各部課の保有する情報を全庁的に共有し、リアルタイムに検索できるシステムを構築する必要がある、今後、組織内部での情報活用の充実を図ります。

計画名	計画の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
行政情報の共有化の推進	ネットワーク環境の整備及び行政情報の電子化を推進することで組織・職員間における情報の共有化とその有効な活用を図り、行政運営のより一層の迅速化・効率化を目指す。	グループウェアシステムの再構築及び運用の検討  L2WAN等の情報通信基盤の整備	グループウェアシステムの再構築・運用開始  保有行政情報の電子化の推進	業務及びシステムの運用等を含めた情報共有化の分析	→	→	情報システム課及び関係各課

## (3) 決裁権限等の見直し

事務の迅速化、省力化を図るため、その適切な執行に留意しつつ、部課長専決事項、所属長権限等の見直しなど、現行の事務決裁手続きについて、見直しを行います。

## 4 開かれた町政の推進

### (1) 住民ニーズの的確な把握

住民本意、成果重視の視点に立ち、効率的・効果的な行政運営を推進するため、事業評価システムを導入し、住民の視点からの評価を取り入れる方法など、将来に向けての有り方の検討を行い、制度の充実により、住民ニーズにあった事業を展開します。

また、PDCAサイクルにより、事務事業の見直しを進め、効率的な行政運営をすすめていきます。

### (2) 許認可事務の見直し

事務手続きについては、申請者の視点をベースに、わかりやすさ・利便性の向上と簡素合理化に努めるとともに、公平性・透明性の向上を図ります。

### (3) 情報提供の充実

自宅や職場から必要な行政情報の取得ができるよう、ホームページへの行政情報の掲載内容を充実します。

- ・住民生活の様々な分野で情報化による住民の利便性の向上を図るため、奈良県電子自治体推進協議会での検討を進めるとともに、町のさまざまな業務で合理化や電子化について見直します。
- ・平成17年6月1日に施行された「川西町個人情報保護条例」及び同施行規則に基づき個人情報の適正な管理及び個人の権利利益の保護を図りつつ、公正で開かれた住民本位の町政を一層推進します。

### (4) 住民参加の促進

政策立案の段階から住民の意見を反映し、調整への参画を促進するとともに、男女が平等に参画する町政を進めます。

審議会等の活性化

- ・町政に住民の意見や提案を活かすため、計画策定等への住民参画の仕組みづくりを進めます。
- ・住民の意見を町政に反映させるための広報公聴の充実を図ります。
- ・パブリックコメント制度の導入を進めます。
- ・女性の意思、意見を広く行政に反映させる仕組みづくりを進めます。
- ・審議会等における女性委員の構成率の目標を30%とし、女性の意思や意見、女性の視点や発想など調整への反映を進めます。

ボランティア等社会参加活動の促進

- ・町民交易活動の支援をする中間支援組織の設立や活動の場の提供など町民交易活動団体等と町の協働を推進します。
- ・事業・施策をNPOや町民・大学等との協働により取り組み、事業に町民や大学の知識やノウハウを活用することにより、「地域力」の向上を図ります。
- ・各種団体の自主的な運営を推進するため、町民と町との役割分担を明確にし、町が主導的にリードすべき団体と、自主的な運営を推進する団体とを区分し、自主的な運営を推進していく団体については、町民自らの手による自主自立した運営を促進します。

計画名	計画の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	効果額
公聴体制の充実	広く町民の意見を聞くことにより、政策等の充実を図るとともに、効率的で透明性のある自治体運営の実現を目指す。	公聴の充実	パブリックコメント手法の検討	パブリックコメントの導入		→	総務課
審議会等における女性委員登用率の向上	審議会等における女性委員の目標登用率を平成21年度に30%と設定し、女性の意見や意思を広く行政に反映させる。	委員の選任方法の見直し検討 (選任時の検討項目、女性人材リスト)	女性人材リストの作成			→	総務課
町民公益活動団体と行政との協働推進	町民・企業等に町民公益団体の活動状況を紹介し、人的・資金的に貢献を促すとともに活動拠点整備などの支援を行い、活動の促進を図る。	中間視線組織の設立支援  町民公益活動団体の活動支援及び社会貢献活動参画機運の醸成  協働マニュアルの作成				→	総務課及び関係各課

計画名	計画の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
各種団体の自主的な運営の推進	「川西町が行う団体事務局業務の見直しについての指針」を策定し、自主運営への移行を推進する	指針の策定  各団体との協議	→	事務局業務を随時自主運営へ移行	→	→	総務課及び関係各課
電子自治体の推進	国が推進する電子自治体の構築を効率よく早期に実現するため、県と市町村が連携して「汎用受付システム」を構築する	汎用受付システムの運用開始（2月～）  導入に向けた例規の整備  電子化基盤調査の実施	電子化業務の標準化、対象となる業務の拡大  文書交換、決算統計等のLGWAN接続  業務パターンの決定	アンケート調査による成果と課題の検証    二次ヒアリングの実施	→	→	情報システム課
地域安心安全ネットワークの構築	インターネットや携帯電話を活用して、地域住民と警察、消防、学校、幼稚園等が安心安全に関する情報を共有することで、地域における安心安全の確立やコミュニティの活性化の支援を行う	実証実験を実施し、システムの有用性を検証  利用者件数100件想定	広報活動に力を入れ、利用者登録者数の拡大を図る  利用者件数300件想定	アンケート調査による成果と課題の検証  利用者件数400件想定	→	→	情報システム課
ホームページを活用した情報提供の充実	利用者の目的や関心事に即ち分かりやすく利用しやすいホームページづくりを進める。また、ホームページ上に、暮らし・お知らせ情報等を各課が直接に管理できる体制を整備し、リアルタイムな情報提供によるサービスの向上を図る。	Webアンケート調査結果による成果と課題の検証など  アクセス数35,232件 電子申請数922件	情報提供システムの構築・運用  全庁的な運用体制の整備  アクセス数50,000件 電子申請数2,000件	利用者の増加につながる内容の充実及び質的向上  アクセス数70,000件 電子申請数3,000件	アンケート調査による成果と課題の検証	例規集のホームページでの公開	情報システム課
電子自治体に対応した個人情報保護・情報セキュリティ対策の充実	電子自治体の構築に向け、ネットワーク化が進み、これを介して情報の漏えい、不正侵入、ウイルス感染など、外部からの脅威による情報資産へのリスクの増大の懸念。	セキュリティ対策の実施・検討  情報セキュリティハンドブック作成	脆弱性の解消に係るセキュリティ更新プログラムの自動配信	情報セキュリティポリシーの実施手順書作成	セキュリティ監査の実施	→	情報システム課

## (5) 近隣市町村等との連携強化

地方分権の推進、広域的な課題に対応するため、町域を超えた近隣市町村や経済界等とに幅広い連携の一層の強化を図ります。

### 財政構造の改革

- ・ 財政構造改革プログラムを策定し、歳入に見合った歳出構造に努めます。
- ・ 税収の確保や受益者負担の適正化などにより歳入の確保を進めます。
- ・ 行政評価システムを導入し、事務事業の見直しや効率的な行政運営により、徹底した歳出の削減を進めます。

### 財政構造改革プログラムの策定

財政構造改革プログラムを策定し、歳入に見合った収支均衡型の財政構造への転換を目指して、歳出の抜本的な見直しと可能な限りの歳入の確保を図ります。

現状のベースの財政推計では歳出は毎年増加し続けますが、改革を実施することで、歳出の削減を図り、平成21年度における現状ベースの推計値に比べて単年度で約1億7百万円削減し、平成17年度から平成21年度までの累計で、約5億5千9百万円の削減を進めます。

また、改革を実施したとしても、歳入に比べて歳出が多い状態が続き、平成17年度から平成21年度までで約9億9百万円の財源不足を生じますが、この間は、基金の取崩で不足分を補い、平成22年度からは収支バランスの回復に努めます。

### 財政構造改革プログラムの内容

- ・ 財政構造改革プログラムでは、歳入と歳出のバランスが取れた財政構造とするため、平成21年度からの歳出の額について、項目別に目標とする数値を示します。
- ・ 財政構造改革プログラムで示す目標数値の達成のための具体的な取組については、行財政改革実施計画書（集中改革プラン）の中に位置づけていきます。

財政構造改革の実施による財政推計

区 分		H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
歳 入	町税	1,175	1,134	1,211	1,225	1,200
	地方交付税	1,656	1,414	1,316	1,241	1,139
	町債	206	121	153	80	105
	その他	832	649	731	840	862
	基金繰入金	52	241	159	200	257
	<b>歳 入 合 計</b>	<b>3,921</b>	<b>3,559</b>	<b>3,588</b>	<b>3,604</b>	<b>3,582</b>
歳 出	義務的経費	1,968	1,971	1,987	1,965	1,904
	人件費	959	937	928	937	927
	扶助費	210	259	264	269	275
	公債費	799	775	795	759	702
	投資的経費	485	257	303	375	421
	その他	1,468	1,331	1,298	1,264	1,257
	<b>歳 出 合 計</b>	<b>3,921</b>	<b>3,559</b>	<b>3,588</b>	<b>3,604</b>	<b>3,582</b>
各 種 基 金 の 残 高	財政調整基金	334	195	146		
	減債基金	354	253	154	101	
	その他の基金	905	913	912	911	755
	土地開発基金	731	731	731	731	731
	<b>基 金 総 額 (積立金含む)</b>	<b>2,324</b>	<b>2,092</b>	<b>1,943</b>	<b>1,743</b>	<b>1,486</b>

財政構造改革プログラムの前提となる財政推計は、国や県、景気の動向などの状況により修正します。

## 課別計画一覧

議会事務局

計画名	計画の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	効果額
非常勤特別職の報酬等の見直し	非常勤特別職の報酬額を検討。定数についても、検討	議員報酬及び議員定数についての検証	議員報酬及び議員定数についての検証・実施				
附属機関等の委員の任命及び報酬の見直し	女性の積極的な登用を図り（委員定数の1/3）、公募委員の導入を図る。報酬については、近隣の状況等も踏まえ見直す。	・附属機関等の設置及び運営等に関する指針を定める。 ・報酬の見直し案の策定					
政務調査費の見直し	川西町議会政務調査費の交付額等を見直しを行なう	川西町議会政務調査費についての検証	検証結果により実施				

総務課

計画名	計画の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	効果額
適正な職員の定員管理	第二次定員適正化計画(平成17年11月1日策定)により、適正な職員の定員管理に勤める。	前定員適正化計画の推進計画 131名 127名	第二次定員適正化計画の推進 126名 125名 1名	125名 124名 1名	124名 122名 2名	122名 119名 3名	68,600
			9,800	19,600	39,200	68,600	
給与制度及び手当内容の見直し	能力や仕事の実績を重視した人事評価制度(昇給・昇格基準の明確化・公表)を導入することにより、給与制度の公平性・客観性を確保するとともに、職員の意欲の向上を図る。また、給与及び手当を見直し、給与の適正化を図る。	勤務成績に基づく昇給制度の検討	給料表の見直し	勤務成績に基づく昇給制度の導入	→		3,000
		昇格基準の明確化			→		
		特殊勤務手当の見直し 15 10			→		
		1,500	3,000	3,000	3,000	3,000	
時間外勤務の削減	所属長の時間外勤務命令の責任を明確化することにより、時間外での不要不急業務を取りやめる。また、所属長による係りにとられない業務応援体制の徹底と、全庁的にノー残業デーを週1日設定することにより、時間外勤務の削減と職員の健康管理を図る。	時間外勤務削減	時間外勤務手当対前年度10%削減	→	→		6,400
		ノー残業デーの設定(毎週水曜日)					
		3,000	4,700	6,400	6,400	6,400	
給料の減額(実施中)	特別職月額給料を減額し人件費を抑制する。	三役等特別職月額給料2.5%カット 9月23日より助役欠員	特別職月額給料抑制	→	→		26,471
			助役の欠員	→	→		
		8,749	26,471	26,471	26,471	26,471	



総務課

計画名	計画の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	効果額
特別職及び一般職の旅費、日当の改正	職員等が出張する際の日当について、県内については廃止とし、県外出張は原則凍結とする。	職員等が出張する際の日当について、県内については廃止とし、県外出張は原則凍結とする。	→	→	県外出張における日当廃止	→	
		2,000	2,000	2,000	2,500	3,000	3,000
補助金の見直し	町単独補助金については、原則平成17年度については、16年度の20%削減、18年度については30%削減し、19年度以降は運営補助は廃止し、事業補助に転換を図る	平成16年度の30%削減	平成16年度の20%削減 事業補助基準の作成	運営補助を廃止し、事業補助に転換	→	→	
		14,000	28,000	30,000	30,000	30,000	30,000
契約内容・方法の見直し	発注基準などの見直しを行い、より公正性・競争性の高い入札方式に改善する。また、入札・落札情報などを町ホームページに公開することにより、入札及び契約事務の透明性を促進する。	発注基準の見直し 庁舎等清掃業務の入札	→ 庁舎等公共施設の清掃業務の入札 入札関連情報の公開検討	→	→	→	
		10,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
非常勤特別職の報酬等の見直し	非常勤特別職の報酬額を検討。定数についても、検討		特別職報酬審議会開催				
附属機関等の委員の任命及び報酬の見直し	女性の積極的な登用を図り(委員定数の1/3)、公募委員の導入を図る。報酬については、近隣の状況等も踏まえ見直す。	女性の積極的な登用を図り(委員定数の1/3)、公募委員の導入を図る。報酬については、近隣の状況等も踏まえ見直す。	→	→			

総務課

計画名	計画の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	効果額
効率的な組織の形成	多様化する町民ニーズに対し、的確かつ迅速に質の高い行政サービスを提供するため、現在の部課の枠組みにとらわれることなく大胆な組織の再編を行い、新しい時代、新しい事務事業に効率的・弾力的に対応し得る組織機構の整備を行う	H18年度の組織体制を検討	組織の改編	必要に応じ組織の改編	→	→	
公の施設への指定管理者制度導入	公の施設について指定管理者制度を検討し、同制度が適する施設に導入する。	全ての公の施設への指定管理者制度の導入を検討（効果、問題点及び解決策、参入希望事業者の有無）	問題点の解消（制度の周知、住民説明会、余剰職員の取扱、業務範囲の検討、選定に当たっての評価基準の明確化等） 条例の整備	導入可能な施設への指定管理者制度の導入	→	→	
人材の有効活用	多様化する行政需要と職員の削減に対応した少数精鋭主義の行政運営を行うため、人材育成基本方針により、各種人材育成策の実施により職員の能力開発を図る。また、能力実績を考慮した適正な人事管理に努めるとともに、庁内公募制度や任期付職員採用制度の導入により人材の有効活用を図る	人材育成基本方針の推進（ジョブローテーション、職員研修のあり方、職種間交流等の検討）  任期付職員採用制度の検討	人材育成基本方針に従った人材育成の実施  庁内公募制度の検討	→  任期付職員採用制度の導入	→  →	→  →	

総務課

計画名	計画の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	効果額
勤務時間の弾力的運用制度の導入	業務の効率化やサービス時間の延長の視点から、また健康管理面からも時差出勤制度や勤務時間の弾力的運用制度の導入を検討し、可能な部門から実施する。	先進自治体の情報収集  制度援用のための要綱検討 実施可能部門の検討 組合交渉	制度運用のための要綱、条例の改正（サービス・勤務条件など）	実施可能部門での導入	→	→	
公聴体制の充実	広く町民の意見を聞くことにより、政策等の充実に図るとともに、効率的で透明性のある自治体運営の実現を目指す。	公聴の充実	パブリックコメント手法の検討	パブリックコメントの導入	→	→	
審議会等における女性委員登用率の向上	審議会等における女性委員の目標登用率を平成21年度に30%と設定し、女性の意見や意思を広く行政に反映させる。	委員の選任方法の見直し検討（選任時の検討項目、女性人材リスト）	女性人材リストの作成		→	→	
町民公益活動団体と行政との協働推進	町民・企業等に町民公益団体の活動状況を紹介し、人的・資金的に貢献を促すとともに活動拠点整備などの支援を行い、活動の促進を図る。	中間視線組織の設立支援 町民公益活動団体の活動支援及び社会貢献活動参画機運の醸成  協働マニュアルの作成			→	→	
各種団体の自主的な運営の推進	「川西町が行う団体事務局業務の見直しについての指針」を策定し、自主運営への移行を推進する	指針の策定  各団体との協議	→	事務局業務を随時自主運営へ移行	→	→	

情報システム課

計画名	計画の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
電子自治体の推進	国が推進する電子自治体の構築を効率よく早期に実現するため、県と市町村が連携して「汎用受付システム」を構築する	汎用受付システムの運用開始（2月～）導入に向けた例規の整備 電子化基盤調査の実施	電子化業務の標準化、対象となる業務の拡大 文書交換、決算統計等のLGWAN接続業務パターンの決定	アンケート調査による成果と課題の検証 二次ヒアリングの実施			
地域安心安全情報共有システムの構築	インターネットや携帯電話を活用して、地域住民と警察、消防、学校、幼稚園等が安心安全に関する情報を共有することで、地域における安心安全の確立やコミュニティの活性化の支援を行う	実証実験を実施し、システムの有用性を検証  利用者件数100件想定	広報活動に力を入れ、利用者登録者数の拡大を図る  利用者件数300件想定	アンケート調査による成果と課題の検証  利用者件数400件想定			
ホームページを活用した情報提供の充実	利用者の目的や関心事に即した分かりやすい利用しやすいホームページづくりを進める。また、ホームページ上に、暮らし・お知らせ情報等を各課が直接に管理できる体制を整備し、リアルタイムな情報提供によるサービスの向上を図る。	Webアンケート調査結果による成果と課題の検証など  アクセス数35,232件 電子申請数922件	情報提供システムの構築・運用  全庁的な運用体制の整備  アクセス数50,000件 電子申請数2,000件	利用者の増加につながる内容の充実及び質的向上  アクセス数70,000件 電子申請数3,000件	アンケート調査による成果と課題の検証	例規集のホームページでの公開	
電子自治体に対応した個人情報保護・情報セキュリティ対策の充実	電子自治体の構築に向け、ネットワーク化が進み、これを介して情報の漏えい、不正侵入、ウイルス感染など、外部からの脅威による情報資産へのリスクの増大の懸念。	セキュリティ対策の実施・検討  情報セキュリティハンドブック作成	脆弱性の解消に係るセキュリティ更新プログラムの自動配信	情報セキュリティポリシーの実施手順書作成	セキュリティ監査の実施		
基幹系業務システムの再構築	各課業務のプロセス・他システムとの連携を考慮した基幹系業務システムの再構築を行い、内部管理業務を含めた全庁的な業務全般の合理化・効率化を図る。	→	各課業務の分析、他システムとの連携等、システムの再構築の検討	次期システムの具体的な仕様の決定、旧システムからの移行準備	基幹システムの再構築・運用開始	→	

情報システム課

計画名	計画の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
行政情報の共有化の推進	ネットワークの環境整備及び行政情報の電子化推進する事で、組織・職員間における情報の共有化とその有効な活用を図り、行政運営のより一層の迅速化・効率化を目指す。	グループウェアシステムの再構築の検討  LGWAN 等の情報通信基盤の整備	グループウェアシステムの運用開始  保有行政情報の電子化の推進	業務及びシステムの運用を含めた情報共有化の分析  →	→	→	

税務課

計画名	計画の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	効果額
収納率向上事業	町税の滞納者に対し差し押さえをはじめとした滞納処分強化を図り歳入の確保に努める。	収納率向上事業の実施 現年度課税分の徴収率を前年度より0.1%増加 現年徴収率 98.5% 滞納繰越分 17.3%	現年徴収率 98.5% 滞納繰越分 14.8%	現年徴収率 98.6% 滞納繰越分 15.0%	現年徴収率 98.6% 滞納繰越分 15.9%	現年徴収率 98.6% 滞納繰越分 16.2%	327,160
		51,734	62,018	149,632	251,146	76,014	

住民課

計画名	計画の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	効果額
収納率向上事業	国保税 保険証更新時 での未納者に 対する納付指 導(相談)の徹 底、文書(督促 状・催告書)、 資格証明書・短 期保険証の交 付、夜間電話催 告、夜間訪問徴 収等を組み合 わせた効果的 な収納対策事 業等を実施し、 国保財政の健 全化に努める。	徴収率 94.50%	95.00%	95.50%	96.00%	96.50%	住民課
		1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	5,000

福祉課

計画名	計画の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	効果額
保育所の見直し(下永保育所の廃止、幼保一元化等)	子育て支援や次世代育成の検討の中で、保育所の適正な規模や運営形態、川西町における保育のあり方について検討する。	・保育所のあり方の検討	・下永保育所廃止に向けての検討	下永保育所廃止			
				7,000	7,000	7,000	7,000
子育て支援・次世代育成の充実	少子化対策として子育て支援・次世代育成の充実を図る(子育て支援センターの設立)	子育て支援センターの検討	少子化対策事業・子育て支援センター設立の検討	子育て支援センター設立			
配食サービス事業の見直し	配食サービス事業は介護保険制度に新たに創設される地域支援事業の中に取り込まれる予定であり、事業の実施方法・利用者負担金の見直しを行う。	・委託方法の検討 ・利用者負担金の検討  (1食800円) (利用者300円)	・委託方法及び委託料の見直し ・利用者負担金の見直し (1食700円) (利用者300円)				
			805	805	805	805	805
既存の高齢事業の見直し	既存する高齢事業の見直し(敬老品等交付事業・緊急通報事業・日常生活用具給付事業等々)	・高齢事業の見直し・検討	・高齢事業の縮小・廃止  敬老事業以外は廃止	敬老事業廃止予定			
			2,249	2,513	2,513	2,513	2,513



生活環境課

計画名	計画の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	効果額
町営住宅の建替え	地域住宅交付金政策に基づき老朽化の著しい町営住宅の建替えを進める	下永公営住宅建替え事業 H26 迄の事業計画	建替え 4 戸	建替え 2 戸	建替え 4 戸	建替え 4 戸	
土地開発公社の運営	土地開発公社の運営体制の見直し		長期保有土地の買戻しを促進し、公社事業を凍結又は精算する。				
補助金の見直し	支部助成	梅戸・下永支部助成金 H15～5ヶ年計画			支部助成金計画見直し		
		400	800	1,200			1,200
共同浴場助成	下永 (現状維持) 6,000 千円  梅戸 6,000 千円	3,000 千円	補助金削減か廃止の見直し				
		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
公営住宅家賃収納向上計画	家賃収納率向上対策 (梅戸・下永)	H16 末現在 収納率 88% 年 2% 向上 滞納総額 9,300 千円	収納率 90%	収納率 92%	収納率 94%	収納率 96%	
			500	1,000	1,500	2,000	2,000
公営住宅浴室整備	川西町公営住宅及び改良住宅内風呂設置補償金交付要綱に基づく		下永 公住・改住 内風呂設置				

生活環境課

計画名	計画の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	効果額
ごみ有料化	ごみ袋を有料化することにより、ごみ減量化をはかる		H19.4 ごみ有料化実施に向けて有料化袋作成及び住民PR	H19.4 有料化実施	→		
ごみ細分化	ごみ分別収集を細分化することにより、資源の有効利用を図る		H19.4 ごみ細分化実施に向けて住民にPR	H19.4 細分化実施	→		

健康対策課

計画名	計画の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	効果額
各種検診及び各種教室内容の充実と負担の適正化	各種検診及び各種教室事業の内容を見直し、効果的な検診及び教室に予算を重点的に配分する。実費徴収金については、検査委託料の2～3割に統一し、受益者間の負担の適正化を図る	・各検診・教室事業の見直し ・受診料の自己負担額の改正・徴収					
		4 5	9 5	1 4 5	1 9 5	2 4 5	2 4 5
健康教育における検査費用の実費徴収	健康教育参加者から検査費用を受益者負担金として実費徴収する	健康教育検査の実費徴収					

建設下水道課

計画名	計画の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	効果額
下水道使用料の見直し	下水道事業全般にわたり徹底したコスト縮減を図り、中長期的な視点で財政収支計画を作成し、経営の安定化を計る。	健全化計画の作成	<p>—————→</p> <p>他市町村の情報収集及び改定案の作成</p>	料金改定			
収納率向上事業	住宅家賃（唐院住宅については納付相談を実施し、関係団体とも協議しながら、悪質な場合は明渡し請求を行う	納付相談の実施	<p>—————→</p>				

計画課

計画名	計画の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	効果額
区域区分（線引き）及び用途地域の見直し	土地利用及び用途の目的に合致した利用計画の策定	都市計画基礎調査を基に線引き及び用途地の見直しに係る基本方針を策定	素案の作成業務・関係機関との調整・協議		都市計画決定		
農地取得の下限面積緩和	現行 50 a から 20 a に下限面積引き下げ	計画策定	実施				
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	農業経営基盤強化促進に関する事項	計画策定	実施				

教育委員会総務課

計画名	計画の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	効果額
幼稚園保育料・バス使用料等の見直し	国の基準を採用	保育料・バス使用料の見直し検討	保育料 5,500円 6,100円 バス使用料 900円 1,100円		入園料徴収検討	→	教委総務課
			1,200	2,400	3,600	4,800	4,800
小学校・幼稚園の給食業務の見直し	年次計画を立てて、民間委託を推進する。	委託方法の検討	委託方法の検討(状況調査)	委託方法の検討(状況調査)	委託に向けての職員体制の検討・協議	委託に向けての職員体制の検討・協議	教委総務課

社会教育課

計画名	計画の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	効果額
施設等利用料の見直し	適正かつ公平な受益者負担とするため、施設及び備品の使用に係る経費負担を見直す。	施設利用状況及び施設利用料収入状況の把握	施設等使用料に関する減免規定のも直し 住民周知	施設使用料減免規定改正に向け3年を目標に段階的に使用料を徴収 施設等利用料改訂の必要性を検証し、算定基準・基本方針を策定	住民周知	→	新・施設等利用料を次年度から段階的に徴収する
文化事業の活性化	自主事業において、アンケート調査による企画を行い参加増を図る。		自主事業参加者に年代、内容等のアンケート調査	住民ニーズの把握 事業内容の検討 ボランティア組織の活性化	ニーズに応じた事業の実施	→	
社会教育関係団体の自立支援	団体の様々な課題に取り組む活動支援	社会教育団体の自立支援検討	段階的に自立支援の実施			→	
生涯学習事業の充実	住民の様々な課題に取り組む活動支援	現在の課題に即した講座の充実	社会教育委員等による現在の課題の検討	魅力ある、参加したくなる講座の実施		→	

図書館

計画名	計画の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	効果額
子どもの利用促進(1)	「川西町子ども読書活動推進計画」に基づき実施(関係機関対象)	関係機関との連絡会の実施		「川西町子ども読書活動推進計画」に基づく計画の点検・見直し			
子どもの利用促進(2)	子どもを楽しみながら読書へ誘う有効な手段としての、おはなしを語る、語り手の養成(住民対象)	おはなしの語り手養成講座実施(第1期)	(第2期)	(第3期)	(第4期)	(第5期)	
一般利用の拡大	諸施設への配本検討	検討項目の決定	サービス内容の検討	条件・態勢の検討 実施可能性の検討			
情報提供の充実	Web上での予約制度実施検討		利用者データの整備	教育機関との実施を検討	予約手順検討		



中央体育館

計画名	計画の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	効果額
体育施設の管理・運営の見直し	施設管理運営について、施設利用者の利便性を考慮した見直しを検討する。	1月5日より中央体育館の空状況確認の実施 秋状況の開示を奈良県汎用受付システムで行い、有料施設利用者増を図る	→	奈良県汎用受付システムによる申請実施予定	→		
体育施設の料金見直し	無料体育施設の利用者の拡大と中央体育館の料金見直しを検討する。		近隣市町村等の施設利用し、料金の調査	料金の見直し	→		
		土日使用率 60%	土日使用率 65%	土日使用率 70~75%	土日使用率 70~75%	土日使用率 70~75%	
住民参画	住民自主運営のスポーツクラブ設立予定	設立準備委員会発足 13種目の実施	→	設立予定	→		
		会員数 320人	会員数 500~600人	会員数 500~600人	会員数 500~700人	会員数 500~700人	
住民参画	体協・スポ少等日々利用者の奉仕作業（側溝、清掃、草刈、グラウンド整備）	15年度より実施					
		17年度より作業項目追加	→		→		
		100	100	100	100	100	100

水道課

計画名	計画の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	効果額
水道使用料の見直し	水道事業全般にわたり徹底したコスト縮減を図り、中長期的な視点で財政収支計画を作成し、経営の安定を計る	健全化計画の作成	<p>—————▶</p> 他市町村の情報収集及び改正案の作成	料金改定			
収納向上対策事業	水道料金未納者に対し、督促・催告状の送付並びに戸別訪問徴収を実施し、納入に応じないものについては給水停止処分を行う。	未収金回収計画書の作成 個別訪問の実施	料金回収システムの改善と早期回収体制の構築				
		平成21年度に回収率75%と設定し未収金の確保に努める。	—————▶				
		(回収率15%)	(回収率30%)	(回収率45%)	(回収率60%)	(回収率75%)	
		1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	7,500
(保田幹線)配水管布設工事	工事箇所を4工区に分けて着手する。	計画作成	(1工区) L = 370m	(2工区) L = 380m	(3工区) L = 60m (橋梁) L = 140m	(4工区) L = 350m	
(下永幹線)配水管布設工事	京奈和自動車道のバイパス工事完了後に着手する	計画作成					

水道課

計画名	計画の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	効果額
石綿管布設替工事	現存している石綿管(1,000m)の布設替工事を部分的に着手する。	計画作成	(美幸地区) L = 160m		(下永地区) 配水管工事完了後 L = 180m		
水処理機制御盤更新工事	水処理の機械を制御する計装設備が老朽化しているため更新し、水道の安定供給に努める。	計画作成	水道使用の少ない時期(11月~2月頃)に着手				

# 資 料

# 用語説明

## 1 三位一体の改革

現在、政府が進めている国と地方を通じた税財政の改革のことで、国庫補助負担金の改革、税源移譲等、地方交付税の見直しの3つを一体的に進めようとするものです。

## 2 地方交付税

国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税、国のタバコ税のそれぞれ一定割合の額で、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税のことです。

## 3 財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のある年度に積み立てを行い、財源不足が生じる年度に活用するためのものです。

## 4 町債

地方公共団体が公共、公用施設の建設などの財源として資金調達するために負担する債務であって、その返済が1年以上に及ぶものです。公営住宅整備事業債、地方特定道路整備事業債などがあります。

## 5 国庫支出金

地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない経費のうち、主として国の事務的性質を有するもの、国と地方公共団体相互に利害関係のあるもの、国の施策または地方公共団体の財政上特別の必要のあるものに対し、直接国庫から地方公共団体に交付される歳入のことです。国庫負担金や国庫補助金、委託金に分類されます。

## 6 扶助費

地方公共団体が児童福祉法、老人福祉法などに基づいて支給する費用及び町が独自に支給している経費です。心身障害者（児）医療費給付扶助費、児童扶養手当などがあります。

## 7 県支出金

国庫支出金と同様に、県が施行すべき事務であるが、便宜上町に委託したほうが、より能率的かつ経済的である場合に支出される委託金や奨励上の必要から支出される補助金、さらには国庫支出金を県が受け、県の負担分を上乗せして支出する負担金などがあります。国庫支出金と同様に県負担金や県補助金、委託金に分類され、身体障害者保護費県負担金や在宅福祉事業費補助金、県税徴収委託金などがあります。

## 8 繰入金

地方公共団体の各会計間、すなわち一般会計、特別会計、基金等の会計間における現金の移動を表す用語です。一般会計では、特別会計等から繰り入れられる経費をいいます。

（例）財政調整基金繰入金

## 9 義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務付けられ、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費のことです。職員給与などの「人件費」、老人保護費等の「扶助費」及び地方債の元利償還金の「公債費」からなっています。この経費が占める割合が大きいほど、経常的経費の増大傾向が強く、財政構造の悪化につながりやすいものです。

## 10 公債費

町債（借入金）の償還に必要な経費のことです。

### 11 投資的経費

その支出の効果が社会資本の整備に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費のことです。道路、公園、学校、公営住宅の建設などに要する経費であり、「普通建設事業費」、「災害復旧事業費」、及び「失業対策事業費」からなっています。

### 12 物件費

賃金（アルバイト）、旅費、消耗品費（事務用品）、印刷製本費（各種冊子の印刷や納付書の印刷）、通信運搬費（電話、郵送料）、備品購入費、委託料（施設の維持管理委託等）、使用料及び賃借料（コンピューターのリース代等）などのことです。

### 13 補助費等

町が町民や各種団体などに補助及び負担する経費のことです。

### 14 繰出金

一般会計と特別会計または特別会計相互間において支出される経費のことです。一般会計では、特別会計等へ繰出される経費をいいます。

### 15 経常的経費

年々継続して固定的に支出される経費を経常的経費といいます。人件費、公債費（町債の元利償還金）、物件費（旅費・需用費・委託料・使用料など）、維持補修費、扶助費、補助費等（補助金、交付金など）が経常的経費となります。

### 17 人件費

議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、職員の給料・手当・社会保険料など全ての職員に支給される費用のことです。非常勤職員の賃金は「物件費」に含まれます。

### 18 一部事務組合

市町村等の事務の一部を共同処理するために設立された組合で、市町村が普通地方公共団体と呼ばれるのに対し、特別地方公共団体と呼ばれます。1市町村では対応できない、あるいは広域で取り組んだほうが効率的である、等の理由で設立されるもので、ごみ処理、消防、火葬等様々な事務処理のために各地で設立されています。川西町が構成団体となっている一部事務組合は川西町・三宅町下中学校組合などがあります。

### 19 政策評価制度

町がおこなう施策や事業を自ら評価し、その結果を次の政策や事業の企画、実施に活かしていく仕組みです。

### 20 任期付職員

地方分権の進展に伴う地方行政の高度化・専門化に対応するため、専門的な知識経験または優れた識見を有する者で、期間を限って採用される職員のことです

### 21 公の施設

この施設とは、地方公共団体が住民の福祉を増進するために設置し、その地方公共団体の住民が利用する施設のことです。体育施設、文化施設、社会福祉施設などがあります。その設置目的及び管理に関する事項は、条例で定めなければならないとされています。なお、役場の庁舎は、行政の事務所に当たるので該当しません。

## 2.3 指定管理者制度

平成15年9月に施行された改正地方自治法によって、これまで公の施設の管理運営の委託先が地方公共団体の出資法人や、公共的団体などに限定されていたのが、民間事業者やNPOなども含めた幅広い団体が公の施設の管理運営を行うことが可能となりました。その場合、施設の管理運営を任せるとする団体のことを「指定管理者」と呼びます。この指定管理者は、町が指定して議会の議決を得ます。多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。

## 2.4 附属機関

法律又は条例の規定に基づき、町の機関が設置する審議会などの機関をいいます。一般的に審議会などは、町が政策を立案するに際して、専門的、技術的な判断を要する事案について、各関係者の意見を広く聴取し、様々な角度から議論を尽くすために、諮問機関として設置されます。

## 2.5 PFI

PFI (Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PFI手法が導入されています。

## 2.6 パブリックコメント制度

町民生活に広く影響を及ぼす町政の基本的な計画や条例等を立案する過程で、これらの案の趣旨や内容などを町民に公表し、いただいた意見を考慮して決定するための一連の手続きのことです。

この制度は、町の政策形成過程における透明性及び公平性の充実に図り、町民の町政への参加の機会を確保することを目的としています。

## 2.7 新しい公共空間

子育てや介護のように以前は家庭内でおこなっていたものが、家族構成の変化などのため、家庭だけで行うことが難しくなり公共的サービスに変わるなど、「公共」の守備範囲が拡大してきています。これまでのような行政を中心とした公共サービスの提供には質的にも量的にも限界が来ています。

地域の公共サービスは行政だけが提供するものという発想から脱却し、コミュニティ組織、NPOなど広く民間団体も公共的サービスの担い手であると認識し、双方の「協働」によって地域社会に新たな公共活動の世界を創造していくことが重要です。

こうした町民や民間団体と町との協働を通じて創造する公共活動の世界を「新しい公共空間」といいます。